六　有価証券、不動産等を担保とする与信		
七　信用保証協会及び漁業信用基金協会の保証する与信		
ランク3	ランク1又はランク2に該当せず、ランク4に掲げる債権に係る事由が発生していない先への与信等	ランク1又はランク2に該当せず、BB格相当以上の格付を有するもの
ランク4	破綻先債権 延滞債権 三カ月以上延滞債権 貸付条件緩和債権	ランク1からランク3までのいずれにも該当しないもの

備考

一　リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。

二　リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。

三　保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。

四　格付は、適格格付業者によるものとする。

五　リスク対象資産が複数の適格格付業者から格付を受けている場合であって、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の適格格付業者の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。

六　優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品又は再証券化商品の原資産の実態に応じてランクを判定できるものとする。

別表第九（第五条第五項関係）

リスク対象資産	法人の業務形態		リスク係数
株式	国内会社	金融業務	三十％
		非金融業務	二十％
	海外法人	金融業務	二十五％
		非金融業務	十五％
	国内会社及び海外法人にかかわらず前表のランク4に該当する子会社等		百％

備考

一　金融業務とは、保険業（保険業法第二条第一項に規定する業務をいう。）、規則第八十八条第一項第二十一号に掲げる業務（これに準ずる同項第二十三号に掲げる業務を含む。）及び同条第二項第十五号から第二十五号までに掲げる業務（これらに準ずる同項第二十六号に掲げる業務を含む。）とする。

二　非金融業務とは、金融業務以外の業務とする。

別表第十（第五条第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類		対象取引残高の算定方法
外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量

備考

一　第五条第三項の規定による規則第十五条第三号イに掲げる額の計算において、デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第五備考第二号のリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の下欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。

二　先物の買建取引又はプットオプションの売建取引に関して先物の売建取引又はプットオプションの買建取引によるリスクヘッジを行っている場合において、別表第五備考第一号のヘッジの有効性の確認ができるときは、当該先物の買建取引又はプットオプションの売建取引に係る対象取引残高の額から当該先物の売建取引又はプットオプションの買建取引に係る対象取引残高の額を控除する。

三　前号の規定により対象取引残高の額を控除する先物の売建取引がある場合には、その額を表の先物の売建取引に係る対象取引残高の額の計算においても控除する。

四　前三号の規定により計算された取引の種類に応じた対象取引残高の額が零未満となる場合には、その対象取引残高の額は、零とする。

別表第十一（第五条第六項第一号及び第二号関係）

取引の種類	リスク係数(a)	リスク係数(b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	十％	十％
株式に係るデリバティブ取引	二十％	二十五％
債券に係るデリバティブ取引	二％	八％

備考

一　リスク係数(a)の対象は、先物の買建取引及びプットオプションの売建取引とする。

二　リスク係数(b)の対象は、先物の売建取引とする。